

教委保第1253号
平成15年5月29日

大阪府立学校長 様

大阪府教育委員会 教育長

大阪府立学校における受動喫煙防止について（通知）

標記については、かねてから分煙・禁煙化に向けた取り組みをお願いしているところであり、平成15年5月6日付け「[受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について](#)」で通知したとおり、5月1日施行の健康増進法第25条では、「受動喫煙」を「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義し、「学校等の施設を管理する者は受動喫煙防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

ついては、学校におけるより一層の受動喫煙防止の徹底を図るため、下記のとおり取り扱うこととしますので、教職員に周知徹底を図るとともに、保護者等の来校者にも理解と協力を求めるなど受動喫煙防止対策に取り組むようお願いいたします。

なお、5月31日の「世界禁煙デー」や、6月6日までの「禁煙週間」の機会を捉え、児童生徒に対する喫煙防止教育のより一層の推進に取り組むよう併せてお願いいたします。

記

- 1 学校敷地内は、指定の喫煙場所以外を全面禁煙とする。
 - 2 「指定の喫煙場所」とは、次のとおりとする。
 - (1) 健康増進法及び大阪府福祉のまちづくり条例誘導基準（[別紙参照](#)）に示された、受動喫煙を完全に防止するために必要な措置を講じた場所であること。
 - (2) 喫煙場所は、児童生徒が立ち入らない場所であること。
 - (3) 喫煙場所であることが明確に表示されていること。
 - 3 上記1・2については、7月1日（火）までに取り組みを完了すること。
- * 受動喫煙防止対策の現在の状況等について、別紙により6月20日（金）までに回答願います。

参考：同日（平成15年5月29日）以下の文書が通知された

大阪府下市町村教育委員会委員長 様 （大阪市を除く）
教育センター所長 様
教育事務所長 様
私学課長 様

標記について、上記写しのとおり大阪府立学校長あて通知しましたのでお知らせします。